

名古屋市達第26号

庁 中 一 般
区 役 所

名古屋市人権施策推進会議規程（平成10年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 17 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表	別表
(略)	(略)
幹事 会計室会計課長	幹事 会計室会計課長
(略)	(略)
〃 上下水道局経営本部 <u>企画経理部</u>	〃 上下水道局経営本部 <u>総務部総務</u>
<u>経営企画課長</u>	<u>課長</u>
(略)	(略)

附 則

この達は、発布の日から施行する。